

## 企業主導型保育事業（平成 28 年度・29 年度助成決定分）の検証について

平成 31 年 4 月 26 日  
内閣府子ども・子育て本部

### 1. 検証内容

#### (1) 検証対象

平成 28 年度・29 年度において助成決定した全施設（整備費・運営費）  
法人数（2,079）、施設数（2,736）

#### (2) 検証内容

以下について、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）の資料をもとに、  
内閣府において検証を行った。

##### ①申請から助成決定までのプロセスについて

平成 28 年度・平成 29 年度に助成決定された施設について、都道府県・市町村、運営形態（単独設置型・共同利用型・保育事業者設置型の別）、申請年月日、助成決定年月日、運営開始月、及び法人設立年月日（整備費の申請時に設立予定であった法人のみ）を確認した。

※「運営形態」は、申請時における事業者からの申請に基づくものである。単独設置型は単独設置・単独利用、共同利用型は単独設置・共同利用又は共同設置を指す。  
※法人設立年月日は定款、認可外保育施設届出、決算書等により確認。

##### ②助成決定後の状況について

取りやめ、取消し、事業譲渡、破産・民事再生等、休止が行われた施設について、その理由や状況等を確認した（平成 31 年 3 月 31 日時点、ただし事業譲渡については平成 31 年 4 月 1 日時点）。また、平成 28 年度に整備費の助成決定を受けた施設であって、平成 31 年 3 月 31 日現在でも運営開始していないものについて確認した。

##### ③定員充足率について

平成 29 年度中に運営を行っていた全施設（1,420 施設）について、平成 29 年度における定員に対する利用者数による定員充足率を平成 29 年度運営費の支払い状況により調査した。

###### ・運営期間別

各施設が平成 29 年度に運営を開始してからの月数別に、当該月数の延べ利用者数を、定員に開所日数を乗じた数で除し、定員充足率を算出した。

###### ・月別

各月時点における延べ利用者数を、定員に開所日数を乗じた数で除し、1 か月当たりの定員充足率を算出した。

##### ④整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となっている施設数とその割合について

平成 28 年度又は平成 29 年度に整備費の助成決定を受け、それぞれ当該年度中に整備が完了した施設について、助成決定額が交付基礎額（基本分＋加算分）と同額となっている施設数とその割合を調査した。

##### ⑤審査手順について

具体的な審査の流れ及び提出書類について確認を行った。

## 2. 検証結果

### (1) 申請から助成決定までのプロセスについて

#### ①申請件数・助成決定件数

- ・平成28年度  
申請：1,235施設、定員27,155人分  
助成決定：871施設、定員20,284人分
- ・平成29年度（平成28年度からの継続分含む）  
申請：3,014施設、定員70,126人分  
助成決定：2,597施設、定員59,703人分

#### ②整備費の申請時に設立予定であった法人については、助成決定までに全て設立されたことを確認した（14法人（15施設））。その内容を見ると、

- 申請から助成決定までの間に、親会社から分社化したもの（2法人（3施設））
- 個人事業主が法人格を取得したもの（12法人（12施設））

であった。

【11 ページ参照】

#### ③助成申請から助成決定までの期間について

- ・平均日数  
平成28年度 整備費：100日、運営費：144日  
平成29年度 整備費：93日、運営費：115日  
※なお、運営費の申請から決定までの期間が整備費に比べて長いのは、多くの事業者が整備費と運営費の助成申請を同時にするものの、運営費の審査については、整備が完了し、施設の運営を開始し、認可外保育施設届出書を提出した後に開始されるためである。
- ・期間が6か月以上かかった事例（申請件数4,559件のうち529件）  
都市計画法、消防法、建築基準法等への適合を示す提出書類等に不備があったものに関し、申請者へ修正・再提出を求めたことにより、申請者と協会との間での確認に時間がかかった事例などがあつた。

### (2) 助成決定後の状況について

#### ①取りやめ（237法人（252施設））

助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめたものが237法人（252施設）あつた。内訳は以下の通り。

- 運営開始前に取りやめたもの（202法人（214施設））
- 運営開始後に取りやめたもの（35法人（38施設））
- ・取りやめに至った主な理由
  - 申請者の都合によるもの（107法人（110施設））
  - 年度内の整備が着工にいたらなかったため（42法人（43施設））
  - 利用児童数を十分に確保できなかったため（34法人（34施設））
  - 見込んでいた土地取得・賃貸等が困難になったため（11法人（12施設））
- ・助成金返還状況  
助成決定後、事業の取りやめをした施設のうち、助成金の返還が必要なものは52法人（57施設）であつた。このうち、50施設については返還済みであり、未返還

の7施設については、協会が助成金の返還を求めているところである。

【12 ページ参照】

## ②取消し（2法人（2施設））

・取消しの施設名及び取消しの理由

- 笑咲<sup>えみ</sup>保育園（設置者：有限会社心理教育相談室クローバー）／秋田県  
利用児童及び職員配置の水増し等により、助成金の虚偽申請、不正受給を行っていた事実が判明したため
- あいらんど保育園沖縄園（設置者：株式会社CF0）／沖縄県  
施設整備完了後、協会が定期立入調査を実施したところ、運営実態が確認できず、代表者とも連絡が取れなかったため

・助成金返還状況

- 笑咲保育園については、分割払いにより返還中。
- あいらんど保育園沖縄園については、協会が助成金の返還を求めているところ。

【13 ページ参照】

## ③事業譲渡（16法人（44施設））

・譲渡に至った理由

- 保育業務を委託していた保育事業者へ譲渡（3法人（14施設））
- グループ内の組織再編（4法人（10施設））
- 民事再生手続による事業譲渡（1法人（7施設））
- その他（8法人（13施設））

・上記の施設について協会が確認したところ、譲渡額から譲渡事業者の償却後自己負担額を差し引いて、譲渡事業者に利益が生じているものはなかった。

【14 ページ参照】

## ④破産・民事再生等（3法人（10施設））

破産1法人（1施設）については、取りやめであり、協会が助成金の返還を求めているところである（再掲）。

民事再生2法人（9施設）については、1法人（7施設）はすでに事業譲渡がなされており（再掲）、他の1法人（2施設）は民事再生手続を経て事業譲渡予定。

【16 ページ参照】

## ⑤休止（休止届を提出したことがあるのは11法人（12施設）、うち2法人（2施設）は平成31年3月31日現在も休止中）

これまで、休止届を提出したことがある法人・施設と当該施設の再開の状況について調査したもの。

・休止後再開済みの施設について、休止に至った理由（9法人（10施設））

- 利用児童が十分に確保できなかったため（4法人（5施設））
- 保育士が十分に確保できなかったため（2法人（2施設））
- 職員が離職したため（2法人（2施設））
- 地震による設備破損のため（1法人（1施設））

休止後、運営を再開した10施設のうち、9施設は休止届の提出前に運営していた事業者が再開した。1施設については、事業譲渡の上、譲渡先の事業者が運営を再開した（再掲）。

・平成31年3月31日現在で休止している施設の状況（2法人（2施設））

1 法人（1 施設）については、事業者の民事再生手続を経て、平成 30 年 12 月に事業譲渡がなされた施設（再掲）。現在、譲渡先の法人の下で、運営再開に向け準備中である。

1 法人（1 施設）については、平成 31 年 3 月 31 日現在、利用児童がいないため一時的に休止している。

【17 ページ参照】

⑥平成 28 年度に整備費の助成決定を受けた施設（※ 1）であって、平成 31 年 3 月 31 日現在でも運営開始していないものは 4 法人（4 施設）あった（※ 2）。

・運営開始していない理由

◦整備工事が遅れたため（4 法人（4 施設））

（※ 1）平成 28 年度のみ整備費の助成決定を受けた施設と平成 28 年度及び平成 29 年度に整備費の助成決定を受けた施設

（※ 2）自然災害への対応によるもの（2 法人（2 施設））は対象外とした。

【18 ページ参照】

### （3）定員充足率について

#### ○ 運営期間別

	1 か月目	1 2 か月目
全施設種通算	37.7%	72.8%
単独設置型	36.4%	72.6%
共同利用型	37.8%	71.6%
保育事業者設置型	40.8%	76.7%
0－2 歳児	42.9%	86.3%
3 歳児以上	21.2%	30.2%

#### ○ 月別

	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月
全施設種通算	44.8%	60.6%
単独設置型	43.3%	60.2%
共同利用型	43.6%	60.3%
保育事業者設置型	52.1%	62.5%
0－2 歳児	49.8%	72.2%
3 歳児以上	29.0%	22.3%

・平成 29 年度の 1 年間を通して運営していた施設の定員充足率は、運営期間が長くなるほど充足率が上昇した。また、年間の充足率を見ると、年度の後半に向けて定員充足率が上昇した。

・「3 歳児以上」の定員充足率が、「0－2 歳児」に比べて相対的に低かったのは、

①平成 29 年度の調査であり、開園間もない施設が多いところ、0－2 歳児も平成 30 年度以降 3 歳児以上の定員枠に繰り上がるため、それを見越して当初の 3 歳以上の

充足率を低く抑えている

- ②平成 29 年度は年度途中の開所が多く、待機児童が相対的に課題となっていない3歳以上の年度途中からの入所は多くない（すでに幼稚園や他の保育所などに在園していると考えられる）

ことが理由として考えられる。

なお、定員総数は「0-2歳児」が22,174人に対して、「3歳児以上」が6,796人となっており、「0-2歳児」を中心とした定員設定となっている。

【20～26 ページ】

(4) 整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となっている施設数とその割合について

- ・平成 28 年度の交付基礎額と助成決定額の実績について

平成 28 年度に整備費の助成決定を受けた 772 施設のうち、当該年度中に着工し、竣工している 410 施設をもとに集計

区分	種別	施設数	平成 28 年度中に工事が完了した施設数	助成決定額が交付基礎額と同額となっている施設数 (割合)	
整備費	創設	315	128	19	(14.8%)
	改修	457	282	4	(1.4%)
計		772	410	23	(5.6%)

- ・平成 29 年度の交付基礎額と助成決定額の実績について

平成 29 年度に整備費の助成決定を受けた 1,979 施設のうち、当該年度中に着工し、竣工している 1,121 施設をもとに集計

区分	種別	施設数	平成 29 年度中に工事が完了した施設数	助成決定額が交付基礎額と同額となっている施設数 (割合)	
整備費	創設	700	250	26	(10.4%)
	改修	1,279	871	11	(1.3%)
計		1,979	1,121	37	(3.3%)

※助成決定額：交付基礎額と実支出額の 3 / 4 とを比較して、いずれか少ない方の額  
 交付基礎額：基本単価＋各種加算の額

## (5) 審査手順について

平成 28・29 年度においては、補助金交付要綱等（※）に基づき、協会が個別具体の申請について、審査・決定した。

個別の審査については、必要な書類を添付した申請書に基づき行われた。原則、書類審査のみであったが、申請者からのヒアリング又は現地調査を行ったものもある。

(※)・「企業主導型保育事業費補助金交付要綱」（内閣総理大臣決定）

- ・「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（現・子ども家庭局長）決定）
  - ・「企業主導型保育事業助成要領」（協会理事長決定（内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（現・子ども家庭局長）との協議の上））
  - ・整備費については、厚生労働省「保育所等整備交付金交付要綱」認可保育施設の基準額を参考に、整備費の基準額上限を策定
  - ・運営費については、内閣府「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」等を参考に、助成基準額を策定
  - ・職員、設備基準等については、厚生労働省「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を準用
- ・具体的な審査の流れ及び提出書類

協会が助成要領に基づき必要な書類を添付した申請書により申請を受け付け、審査の上、助成決定を行った（平成 28 年 11 月から電子申請が可能となっている。）。

協会における審査の流れは以下のとおり。

- ア) 担当者により提出書類に不備がないか確認 【19 ページ参照】
- イ) 建築基準関係法令を満たしているか等について、建築士が平面図等を確認。
- ウ) 担当者による書類による確認、管理職による確認
- 所要額調書、収支予算書、保育士従事者の資格証明書など助成要領に基づき提出された書類により、以下のとおり確認。
- ・ 職員、設備基準、食事など実施要綱の基準を満たしているかなどについて確認
  - ・ 事業の持続可能性の観点から、申請者の収支の状況を最近 2 期の決算報告書、収支予算書等により確認
  - ・ 新規に設立された法人については、個人事業主が法人格を取得した場合には、青色申告等を、親会社から分社化した場合には、当該親会社の定款、収支予算書及び最近 2 期の決算報告書等を確認
  - ・ 必要に応じて、申請者へのヒアリングや現地調査を行った（現地調査を行った案件は 6 件）
- ※ 平成 28 年度・平成 29 年度は自治体への事前相談が申請の前提ではなかった（なお、平成 30 年度は自治体への事前確認（認可外保育施設の設置基準への適合、各種法令の遵守、地域枠設定の場合の自治体への相談等）を申請の前提とした。）。
- エ) 上記の確認の後、理事長が助成決定

※ 平成 30 年度における審査については、助成要領及び協会があらかじめ公表した審査方針等を踏まえ、協会が設置した審査会において審査・選定し、助成決定を行った。

[あらかじめ協会ホームページにおいて公表した審査方針等]

- ・ 事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項を明確化し、事前確認を申請の前提とすること
- ・ 協会に設置された審査会において、以下の審査方法で審査・選定を行い、協会が助成決定を行うこと
  - 早朝、夜間、休日の開所など多様な働き方に応じた保育の提供、待機児童対策への貢献などを審査における優先的に考慮する項目とすること
  - 共同利用の見込み、事業に要する費用、事業の持続可能性、保育の質の確保など事業計画の妥当性など、総合的に事業内容等を審査すること

### 3. 今後の対応

#### (1) 申請から助成決定までのプロセス及び審査手順への対応

内閣府と厚生労働省が協議の上決定する「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」において、単独設置型や保育事業者設置型などの事業類型、職員の配置基準や設備基準などの運営・設置基準などの基本ルールを定めている。

協会は、これに従い、内閣府及び厚生労働省と協議の上定めた「企業主導型保育事業助成要領」において、助成の申込手続などについて定め、所要額調書や事業者の決算報告書など必要な書類を添付した申請書に基づき、助成のための審査を行い、助成決定を行ってきた。

しかしながら、助成決定後、取りやめ、取消し、事業譲渡、破産・民事再生等、休止、開設の遅延、利用者の定員割れなどに至った事案が見られるところである。

これは、実施機関が行う事前の審査などにおいて、事業の継続性・安定性に係る確認等が不十分であり、結果として、財政基盤がぜい弱であったり、経営見通しが甘いままに施設が開設されたり、入所児童や保育士の確保が円滑に行われなかったりした事案があるためと考えられる。

今後、本年3月18日に取りまとめられた「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」（以下「検討委員会報告」という。）を踏まえ、国と実施機関が適切に役割分担する体制を整備し、国は審査や監査の基準、情報公開の仕組みなど基本的なルールを策定するとともに、実施機関は国の指導の下、基本的なルールに従い、審査や監査などの実務に必要な制度設計を行いつつ、業務を執行することが必要であり、こうした点から必要な改善策を講じていく。

#### (2) 助成決定後の状況等への対応

##### (i) 取りやめ、取消し、事業譲渡、破産・民事再生、休止、開設の遅延に係る事案への対応

##### (ア) 個別の事案ごとに早急に講ずべき措置

取りやめ及び取消しの事案で、事業者から協会に助成金の返還がなされていないものについては、事業者に対し、引き続き、協会から助成金の返還を求めるとともに、実施機関において、法的手段も含め、必要な措置を講ずる。

平成28年度に整備費の助成決定を受けていたにもかかわらず、未だに開所していない施設に対しては、助成決定から相当の時間が経過していることから、協会から事業者に対して、一定の期限までに開所ができない場合は、助成決定を取り消す旨通知を行うなど、実施機関において必要な措置を講ずる。

また、取りやめの理由が「申請者の都合」とされたものについては、その具体的な内容について、引き続き精査を行う。

さらに、事業譲渡等の事例については、補助金の返還につながるような事案の有無に関し、実施機関に対し、更なる調査を指示するとともに、内閣府としても、必要な体制を構築し、立入調査などの監査を徹底的に行う。

(イ) 検討委員会報告で示された改善の方向性、会計検査院の指摘等を踏まえ講ずべき改善策

① 審査・運営基準

- ・ 審査委員会による審査体制や審査内容の充実・強化を図る。
- ・ 必要に応じてヒアリング・現地調査を行い、審査精度の向上を図る。
- ・ 施設開設後の安定的な利用者の確保のため、適切に利用定員の設定を行うことの必要性等について施設側に周知するとともに、設置申請の審査時において、
  - ▶ 従業員枠については、共同利用の事業者も含む利用者の意向調査等のデータを確認する（保育事業者設置型にあっては、利用企業の確認）
  - ▶ 地域枠については、自治体等から地域の保育需要などの客観情報を求めるなど、精度の高い見通しを求め、利用定員の妥当性等について適切に審査する。
- ・ 審査業務の効率化、適正化のため、まず申請事業者の財務面などの適格性を審査し、その上で、施設の構造面、事業計画等の妥当性など事業内容を総合的に審査する。
- ・ 市町村からの情報提供に基づき、保育の需給状況に加え、都市計画法などの客観情報や施設構造面に係る技術的審査について、審査に反映する。
- ・ 審査を効果的かつ効率的に行うため、審査項目を整理してチェックシートを作成するなどの取組を進める。
- ・ やむをえず事業譲渡が行われる場合には、新設時と同様、審査会に諮るなど厳格な審査手続とする。

② 指導監査・相談支援

- ・ 財務面、労務面の指導監査を強化するため、各種法人種別に対応した専門人材の活用や監査ルールを策定する。
- ・ 国・実施機関と自治体の指導監督について、それぞれの役割を整理し、連携を図る。
- ・ 立入調査結果の公表、自治体との情報共有、改善報告を求めるフォローアップに加え、改善のための相談支援を充実する。
- ・ 開設後の施設に対し、巡回指導や継続的な保育業務の実施、安全の確保等についての相談支援を充実する。

(ii) 定員充足率の結果への対応

運営期間別の定員充足率をみると、運営期間が長くなるほど上昇していることから、今後、年間を通じて運営する施設が増えていくことが見込まれることを踏まえ、さらに状況を注視しつつ、利用が低調とならないよう、以下の改善策を講ずる。

- ・ 上記のとおり、安定的な利用者の確保のため、審査の見直しを行う。
- ・ 実施機関、自治体、経済団体が連携して、共同設置型・共同利用型で定員に空きが生じた施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援を充実する。
- ・ 定期的に各施設の定員充足状況等の公表を行う。

(iii) 整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となっている事例への対応

整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となっている理由や実態について、必要に応じ立入調査を行いながら、更なる精査を行うことし、その結果を踏まえ、必要な対応をとる。また、必要な改善策として、上記の審査の見直しに加え、今後は、創設の場合と改修の場合の施設整備費の助成額を区分する。

本検証は、これまでの指摘事項等を中心に行ったが、今回の検証で明らかになった課題に対して、上記の取組及び検討委員会報告において示された、当面、早急に改善すべき今後の方向性に沿った取組を徹底して進める。引き続き、検証内容について、検討委員会などへ報告し、所要の対応策について継続的に検討しながら、より効果的かつ円滑な事業実施のための改善を進めていく。

別表1 整備費の申請時に設立予定であった法人一覧

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				整備費助成 確定額（総額） （千円）	運営 開始月	法人設立 年月日	法人設立の内容
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 助成決定日	整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 助成決定日				
北海道	札幌市	単独設置	-	H29.5.30	H29.9.21	H29.8.8	H30.3.8	H30.2	H29.7.6	個人事業主の法人格取得				
宮城県	仙台市	保育事業者	-	H29.5.25	H29.9.27	H30.3.1	H30.1.18	H29.6	H29.7.13	個人事業主の法人格取得				
東京都	杉並区	単独設置	H28.8.30	H28.3.30	H28.11.14	H29.3.23	H29.6.30	H29.3	H28.10.5	親会社から保育事業を分社化				
東京都	足立区	保育事業者	-	H29.5.30	H29.5.27	H29.9.7	H29.11.30	H29.9	H29.8.9	個人事業主の法人格取得				
東京都	目黒区	単独設置	H28.8.30	-	H28.11.14	-	H29.10.12	H29.5	H28.10.5	親会社から保育事業を分社化				
岐阜県	大垣市	単独設置	-	H29.9.26	-	-	H30.2.1	H30.4	H29.11.22	個人事業主の法人格取得				
岐阜県	大垣市	単独設置	-	H29.9.29	-	-	H30.2.1	H30.4	H29.12.4	個人事業主の法人格取得				
愛知県	名古屋	共同利用	-	H29.9.24	H29.9.22	H29.12.14	H30.3.28	H30.3	H29.11.1	親会社から保育事業を分社化				
滋賀県	彦根市	単独設置	-	H29.9.22	-	-	H30.1.11	H30.4	H29.12.25	個人事業主の法人格取得				
大阪府	大阪市	共同利用	H28.10.25	-	H29.1.30	-	H29.8.30	H29.4	H29.1.5	個人事業主の法人格取得				
兵庫県	西宮市	共同利用	-	H29.9.29	H29.9.29	H30.1.11	H30.3.28	H30.3	H29.10.17	個人事業主の法人格取得				
宮城県	宮崎市	保育事業者	-	H29.5.31	-	H29.9.7	-	H30.4	H29.6.1	個人事業主の法人格取得				
鹿児島県	鹿児島市	保育事業者	-	H29.5.30	H29.9.27	H29.10.19	H30.2.1	H29.8	H29.8.24	個人事業主の法人格取得				
沖縄県	中頭郡読谷村	共同利用	-	H29.5.30	-	H29.8.30	-	H30.4	H29.8.15	個人事業主の法人格取得				
沖縄県	那覇市	保育事業者	-	H29.9.27	-	H29.11.30	-	-	H29.10.17	個人事業主の法人格取得				

※ 助成決定後に事業を取りやめている。

別表2 取りやめしたもののうち、助成金の返還を求めている施設一覧

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度			平成29年度			運営 開始月	取りやめ 日	要返還額 (千円)	理由
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日				
北海道	江別市	単独設置	-	-	-	H29.9.28	-	H29.12.21	-	H30.6.27	22,770 <sup>※</sup>	年度内の整備が未着工のため
宮城県	仙台市	単独設置	-	-	-	H29.5.2	-	H29.6.19	-	H30.7.6	15,667	本体事業の経営不振のため
東京都	練馬区	保育事業者	-	-	-	H29.5.30	-	H29.8.30	-	H30.3.5	50,682	見込んでいた土地取得・賃貸等が困難になったため
長野県	長野市	共同利用	-	-	-	H29.5.30	-	H29.8.8	-	H30.4.3	17,000	見込んでいた土地取得・賃貸等が困難になったため
愛知県	名古屋市	共同利用	H28.11.11	-	H29.3.23	-	H29.5.31	H29.7.20	-	H30.6.4	67,767	破産手続のため
愛知県	名古屋市	単独設置	-	-	-	H29.10.23	-	H29.11.2	-	H31.2.28	78,000	申請不備により事業を続行することができなくなり工事が止まったため
大阪府	大阪市	共同利用	H28.8.31	-	H29.3.9	-	H29.5.31	H29.6.19	-	H30.2.20	34,285	見込んでいた土地取得・賃貸等が困難になったため

※ 一部返還済み。

別表3 取消し施設一覧

都道府 県名	市区 町村名	法人名	保育施設名	運営形態	平成28年度			平成29年度			運営 開始月	取消日	要返還額 (千円)	理由
					整備費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 申請日	整備費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 申請日				
秋田県	秋田市	有限会社 心理教育相談 室クローバー	笑咲保育園	単独設置	H28.6.27	H28.9.5	H28.6.27	H29.3.16	-	H29.5.23	H29.6.19	H29.1H30.4.17	43,999	※1 利用児童及び職員配置の水増し 等により、助成金の虚偽申請、 不正受給を行っていた事実が判 明したため
沖縄県	沖縄市	株式会社CFO	(仮称)あいらんど保育 園沖縄園	共同利用	H28.11.11	H29.2.27	-	-	H29.5.27	H29.6.7	-	-H30.4.17	7,706	※2 施設整備完了後、児童育成協会 が定期立入調査を実施したとこ ろ、運営実態が確認できず、代 表者とも連絡が取れなかったた め

※1 分割払いにより返還中。  
※2 協会が助成金の返還を求めているところ。

別表4 事業譲渡施設一覧※

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				事業譲渡 日	理由	
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日	整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日			
北海道	札幌市	単独設置	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.2.15	-	H30.5	H30.10.1	事業者による運営が困難となったため
北海道	札幌市	共同利用	-	-	-	-	H29.5.29	H29.9.27	H29.7.20	H30.1.25	H29.10	H31.3.31	事業者による運営が困難となったため
北海道	札幌市	単独設置	-	-	-	-	H29.9.28	H29.12.24	H29.12.21	H30.3.28	H30.3	H30.10.1	事業者による運営が困難となったため
北海道	札幌市	単独設置	-	-	-	-	H29.5.31	-	H29.8.30	-	H30.7	H30.6.1	グループ内の組織再編
宮城県	仙台市	保育事業者	H28.10.31	-	H29.3.31	-	-	H29.5.31	-	H29.8.30	H29.4	H30.4.2	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
福島県	郡山市	単独設置	H28.12.26	-	H29.2.20	-	-	H29.5.17	-	H29.8.15	H29.4	H31.3.8	グループ内の組織再編
東京都	江東区	共同利用	-	-	-	-	H29.5.29	H29.5.29	H29.7.25	H29.9.19	H29.7	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	港区	保育事業者	H28.8.12	H28.12.28	H28.11.14	H29.3.31	-	H29.5.11	-	H29.8.30	H29.2	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
東京都	三鷹市	共同利用	H28.6.29	H28.6.29	H28.9.15	H28.11.14	-	H29.5.25	-	H29.7.20	H28.7	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	杉並区	単独設置	H28.8.30	H28.8.30	H28.11.14	H29.3.23	-	H29.5.11	-	H29.6.30	H29.3	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	世田谷区	保育事業者	-	-	-	-	H29.5.30	H29.12.28	H29.7.20	H30.3.30	H30.2	H30.11.26	本体事業の経営不振のため
東京都	世田谷区	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.5.29	H29.12.7	H30.3.8	H29.11	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	世田谷区	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.5.29	H29.12.7	H30.3.15	H30.1	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	世田谷区	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.5.29	H30.3.8	H30.3.29	H30.3	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	世田谷区	単独設置	H29.1.12	H29.1.12	H29.3.9	H29.3.23	-	H29.8.22	-	H29.9.28	H29.3	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	世田谷区	単独設置	-	-	-	-	H29.5.27	H29.9.28	H29.6.19	H30.2.1	H29.7	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	中野区	保育事業者	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.3.8	-	-	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	中野区	単独設置	-	-	-	-	H29.5.27	H29.9.26	H29.6.19	H30.2.1	H29.7	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	町田市	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.12.28	H29.8.22	H30.2.15	H29.12	H31.4.1	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
東京都	文京区	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	-	H30.3.8	-	H30.7	H30.6.30	グループ内の組織再編
東京都	目黒区	単独設置	H28.8.30	-	H28.11.14	-	-	H29.9.10	-	H29.10.12	H29.5	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
神奈川県	横須賀市	単独設置	H28.6.30	-	H28.12.5	-	-	H29.5.29	-	H29.7.20	H29.4	H30.12.1	本体事業の経営不振のため
神奈川県	横浜市	共同利用	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.1.11	-	H30.11	H31.4.1	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				整備費助成 確定額 (千円)	運営 開始月	事業譲渡 日	理由
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日	整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日				
神奈川県	横浜市	保育事業者	-	-	-	-	H29.8.17	-	H29.11.2	-	2,854	-	H30.12.20	本体事業の経営不振のため
神奈川県	川崎市	保育事業者	-	-	-	-	H29.9.9	-	H29.11.2	-	53,081	H30.11	H30.11.1	本体事業の経営不振のため
神奈川県	川崎市	単独設置	-	-	-	-	H29.5.31	-	H29.10.12	-	5,940	-	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
神奈川県	藤沢市	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.12.28	H29.8.22	H30.3.8	5,193	H30.1	H31.4.1	保育事業者の再委託解消による事業譲渡
愛知県	日進市	共同利用	H28.8.29	-	H29.1.30	-	-	H29.12.28	-	H30.2.15	11,900	H30.1	H30.9.1	本体事業の経営不振のため
愛知県	名古屋	単独設置	-	-	-	-	H29.5.31	-	H30.3.28	-	836	H30.9	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.10.31	-	H29.3.31	-	-	H29.5.31	-	H29.8.31	27,808	H29.7	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.8.20	-	H28.11.14	-	-	H29.5.31	-	H29.8.30	31,135	H29.4	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.8.20	H28.11.30	H28.11.14	H29.3.31	-	H29.5.15	-	H29.8.30	25,060	H28.10	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.8.20	-	H28.11.14	-	-	H29.9.4	-	H29.9.19	9,625	H29.4	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.8.5	H28.11.30	H28.11.14	H29.3.31	-	H29.5.15	-	H29.8.30	16,839	H28.10	H30.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	保育事業者	H28.8.29	-	H28.11.14	-	-	H29.5.31	-	H29.8.30	24,123	H29.4	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	大阪市	単独設置	-	-	-	-	H29.5.31	-	H29.11.9	-	9,992	H30.4	H31.3.31	労使紛争により運営が困難となったため
大阪府	東大阪市	保育事業者	H28.8.31	H28.12.28	H28.11.14	H29.3.31	-	H29.5.31	-	H29.8.22	34,776	H29.2	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	東大阪市	保育事業者	H28.10.31	H28.12.28	H29.3.31	H29.3.31	-	H29.5.30	-	H29.8.22	12,473	H29.2	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
大阪府	東大阪市	保育事業者	H28.10.31	-	H29.3.31	-	H29.5.31	H29.12.1	H29.7.28	H30.3.1	23,849	H29.9	H31.3.31	保育事業を委託していた保育事業者への譲渡
広島県	広島市	共同利用	-	-	-	-	H29.5.30	H29.5.30	H29.8.22	H30.3.8	29,484	H30.2	H30.12.3	グループ内の組織再編
愛媛県	松山市	共同利用	-	-	-	-	H29.9.18	-	H29.12.14	-	26,434	H30.4	H30.12.3	グループ内の組織再編
福岡県	糟屋郡粕屋町	共同利用	H28.11.11	-	H29.3.16	-	H29.5.31	-	H29.6.7	-	7,244	H30.12	H30.7.1	本体事業の経営不振のため
沖縄県	沖縄市	共同利用	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.1.25	-	255	H30.9	H30.11.1	再委託解消による親会社への運営変更のため
沖縄県	那覇市	共同利用	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.3.28	-	401	H30.9	H30.11.1	再委託解消による親会社への運営変更のため

※ 本表は譲渡前の施設の情報を記載している。

別表5 破産・民事再生施設一覧

都道府県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				要返還額(千円)	運営開始月	取りやめ日	理由
			整備費申請日	運営費申請日	整備費助成決定日	運営費助成決定日	整備費申請日	運営費申請日	整備費助成決定日	運営費助成決定日				
愛知県	名古屋市	共同利用	H28.11.11	-	H29.3.23	-	H29.5.31	-	H29.7.20	-	67,767 <sup>※1</sup>	-	H30.6.4	破産手続のため

※1 協会が助成金の返還を求めているところ。

【民事再生】※2

都道府県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				整備費助成確定額(千円)	運営開始月	事業譲渡日	理由
			整備費申請日	運営費申請日	整備費助成決定日	運営費助成決定日	整備費申請日	運営費申請日	整備費助成決定日	運営費助成決定日				
東京都	杉並区	単独設置	H28.8.30	H28.8.30	H28.11.14	H29.3.23	-	H29.5.11	-	H29.6.30	74,590	H29.3	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	世田谷区	単独設置	H29.1.12	H29.1.12	H29.3.9	H29.3.23	-	H29.8.22	-	H29.9.28	69,508	H29.3	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	世田谷区	単独設置	-	-	-	-	H29.5.27	H29.9.28	H29.6.19	H30.2.1	72,789	H29.7	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	中野区	保育事業者	-	-	-	-	H29.9.29	-	H30.3.8	-	2,122	-	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	中野区	単独設置	-	-	-	-	H29.5.27	H29.9.26	H29.6.19	H30.2.1	66,714	H29.7	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
東京都	目黒区	単独設置	H28.8.30	-	H28.11.14	-	-	H29.9.10	-	H29.10.12	66,911	H29.5	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
神奈川県	川崎市	単独設置	-	-	-	-	H29.5.31	-	H29.10.12	-	5,940	-	H30.12.1	民事再生手続による事業譲渡
愛媛県	松山市	単独設置	-	-	-	-	H29.5.19	H29.12.27	H29.6.30	H30.3.15	54,443	H30.2	譲渡予定	民事再生手続による事業譲渡予定
愛媛県	松山市	単独設置	H28.11.11	-	H29.3.16	-	H29.5.19	H29.12.27	H29.6.7	H30.3.28	144,475	H30.1	譲渡予定	民事再生手続による事業譲渡予定

※2 本表は譲渡前の施設の情報を記載している。

別表 6 平成31年3月31日現在で休止している施設一覧

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度		平成29年度				整備費助成 確定額（総額） （千円）	運営 開始月	休止日	理由
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定 日	運営費 助成決定 日				
東京都	世田谷区	単独設置	-	-	H29. 5. 27	H29. 9. 28	H29. 6. 19	H30. 2. 1	72, 789	H29. 7	H30. 7. 1	民事再生手続のため※
東京都	世田谷区	単独設置	-	-	H29. 5. 9	-	H29. 6. 19	-	66, 180	H30. 4	H31. 3. 31	利用する児童がないため

※ 事業者の民事再生手続を経て、平成30年12月に事業譲渡がなされた施設。現在、譲渡先の法人の下で、運営再開に向け準備中である。

別表 7 平成28年度に整備費の助成決定を受けた施設※1であって、平成31年3月31日現在でも運営開始していないもの※2

都道府 県名	市区町村名	運営形態	平成28年度				平成29年度				整備費助成 確定額（総額） （千円）	当初開所 予定日	開所 予定日	理由
			整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 助成決定日	整備費 申請日	運営費 申請日	整備費 助成決定日	運営費 助成決定日				
栃木県	佐野市	共同利用	H28. 6. 30	-	H29. 3. 9	-	H29. 5. 24	-	H29. 6. 7	-	65, 850	H29. 6. 1	取りやめ 予定	整備工事が遅れたため
東京都	板橋区	共同利用	H28. 8. 26	-	H29. 3. 16	-	H29. 5. 31	-	H29. 6. 7	-	145, 089	H29. 6. 1	H31. 5	整備工事が遅れたため
大阪府	大阪市	単独設置	H28. 8. 31	-	H29. 3. 9	-	H29. 5. 24	-	H29. 6. 7	-	54, 120	H29. 7. 1	取りやめ 予定	整備工事が遅れたため
大阪府	大阪市	単独設置	H28. 8. 31	-	H29. 3. 9	-	H29. 5. 24	-	H29. 6. 7	-	101, 872	H29. 6. 1	H31. 6	整備工事が遅れたため

※ 1 平成28年度のみ整備費の助成決定を受けた施設と平成28年度及び平成29年度に整備費の助成決定を受けた施設

※ 2 自然災害への対応によるもの（2施設）は対象外とした。

## 助成申請における確認書類

### (運営費)

- ① 企業主導型保育事業（運営費）所要額調書及び収支予算書
- ② 企業主導型保育事業（運営費）算定額（見込）調書
- ③ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づき都道府県に届け出た書類（写）
- ④ 保育施設の平面図（保育室、その他の部屋別面積）
- ⑤ その他協会が必要と認める書類
  - ・ 共同で設置する場合の契約書等
  - ・ 助成申請チェックシート
  - ・ 保育従事者の資格証明書
  - ・ 賠償責任保険及び傷害保険等
  - ・ 子ども・子育て拠出金の領収済通知書等 ※平成 29 年度から追加

### (整備費)

- ① 所要額調書並びに工事及び工事事務費費目別内訳書
- ② 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図
- ③ 施設の平面図（各部屋別に室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図
- ④ 施設を整備する敷地の登記簿抄本又は賃貸借契約書（地上権設定の確約書を含む。）  
（写）
- ⑤ 助成申込者の定款又は寄付行為
- ⑥ 助成申込者の法人及び施設会計の申請事業年度の予算書及び最近 2 期の決算報告書
- ⑦ その他協会が必要と認める書類
  - ・ 助成申請チェックシート
  - ・ 2 社見積書の写し
  - ・ 子ども・子育て拠出金の領収済通知書等 ※平成 29 年度から追加

## 平成29年度企業主導型保育施設

～定員に対する利用者数の状況について～

企業主導型保育事業を実施している施設の年間を通じた利用状況を把握するため、平成29年度における定員に対する利用者数により定員充足率を平成29年度運営費の支払い状況により調査、以下の類型でとりまとめを行ったもの。

施設数：1,420か所

### 1. 【運営期間別】

- ・平成29年度中に運営を行っていた全施設について、当該施設が平成29年度に運営を開始してからの月数別に、当該月数の延べ利用者数を、定員に開所日数を乗じた数で除し、定員充足率を算出したもの。  
(※平成28年度中に運営を開始していた施設については、平成29年4月に運営を開始したものととして運営期間を計算した。)

### 2. 【月別】

- ・平成29年度中に運営を行っていた全施設について、各月時点における延べ利用者数を、定員に開所日数を乗じた数で除し、1か月あたりの定員充足率を算出したもの。

# 平成29年度 企業主導型保育所 運営期間別定員充足率【全体】



施設数 (か所)	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目
単独設置型	672	590	544	522	491	457	417	387	368	334	307	273
共同利用型	551	428	410	389	360	329	282	243	227	210	181	160
保育事業者設置型	197	164	156	152	143	132	121	106	99	87	73	68
全施設種通算	1,420	1,182	1,110	1,063	994	918	820	736	694	631	561	501

※定員数：28,970人（うち0-2歳児：22,174人、うち3歳以上：6,796人）  
 （各施設の運営開始申請時点における定員数を合計）  
 ※平成28年度中に運営を開始していた施設については平成29年4月に運営を開始したものと計算

# 平成29年度 企業主導型保育所 運営期間別定員充足率（うち0-2歳児）



施設数 (か所)	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目
単独設置型	668	587	541	519	490	456	416	367	333	306	272	
共同利用型	548	425	407	387	358	327	279	224	207	178	158	
保育事業者設置型	192	162	154	150	142	131	120	98	86	72	67	
全施設種通算	1,408	1,174	1,102	1,056	990	914	815	689	626	556	497	

※平成28年度中に運営を開始していた施設については平成29年4月に運営を開始したものと計算

# 平成29年度 企業主導型保育所 運営期間別定員充足率（うち3歳以上）



施設数 (か所)	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目
単独設置型	379	347	324	312	294	276	253	235	224	205	196	173
共同利用型	248	203	195	186	175	163	142	120	115	109	100	93
保育事業者設置型	96	76	73	70	66	60	57	50	48	42	33	31
全施設種通算	723	626	592	568	535	499	452	405	387	356	329	297

※平成28年度中に運営を開始していた施設については平成29年4月に運営を開始したものと計算

# 平成29年度 企業主導型保育所 月別定員充足率【全体】



施設数 (か所)	4月時点	5月時点	6月時点	7月時点	8月時点	9月時点	10月時点	11月時点	12月時点	1月時点	2月時点	3月時点
単施設設置型	273	307	334	368	387	417	417	457	491	522	544	672
共同利用型	160	181	210	227	243	282	282	329	360	389	410	551
保育事業者設置型	68	73	87	99	106	121	121	132	143	152	156	197
全施設種通算	501	561	631	694	736	820	820	918	994	1,063	1,110	1,420

※定員数：29,461人（うち0-2歳児：22,586人、うち3歳以上：6,875人）  
 （各施設の平成30年3月末時点における定員数を合計）

# 平成29年度 企業主導型保育所 月別定員充足率（うち0-2歳児）



施設数（か所）	4月時点	5月時点	6月時点	7月時点	8月時点	9月時点	10月時点	11月時点	12月時点	1月時点	2月時点	3月時点
単独設置型	272	306	333	367	386	416	456	490	519	541	587	668
共同利用型	160	180	209	225	241	280	326	357	386	405	423	546
保育事業者設置型	67	72	86	98	105	120	131	142	150	154	162	192
全施設種通算	499	558	628	690	732	816	913	989	1,055	1,100	1,172	1,406

# 平成29年度 企業主導型保育所 月別定員充足率（うち3歳以上）



施設数 (お所)	4月時点	5月時点	6月時点	7月時点	8月時点	9月時点	10月時点	11月時点	12月時点	1月時点	2月時点	3月時点
単独設置型	175	198	206	225	236	253	277	294	312	322	344	376
共同利用型	93	100	109	115	120	142	163	175	186	195	203	248
保育事業者設置型	31	33	42	48	50	57	60	66	70	73	76	96
全施設種通算	299	331	357	388	406	452	500	535	568	590	623	720